

医療機関で下記の感染症と診断された場合は、すみやかに学校へ連絡をお願いします。下記の感染症と診断された場合は、**出席停止**となります。欠席扱いにはなりませんのでご家庭でゆっくりと静養させてください。

「感染症治癒連絡票」は医療機関で診断された通りに保護者の方が記入し、登校するときに児童に持たせてください。

＜感染症治癒連絡票について＞

- ◎学校のホームページ「保健室」の中にも掲載しています。
- ◎学校からお渡しする感染症治癒連絡票の裏面（ホームページの感染症治癒連絡票では2枚目に掲載）に、下記の表とインフルエンザに罹患した場合の登校可能日が確認できる表がありますので、ご活用ください。
- ◎感染症治癒連絡票の提出がない場合、出席停止扱いにできないこともありますので、必ず学校へ提出をお願いします。

	感染症名	出席停止の期間
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がか皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
第三種	細菌性赤痢	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで ※左のその他の感染症は一例です
	腸管出血性大腸菌 感染症	
	流行性角結膜炎	
その他の感染症	溶連菌感染症	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ 感染症	
	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	
手足口病		